

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和3年度の実践に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ防止等対策小委員会において、「いじめ」について理解を深め、教員会議において全教職員へ周知し、HP（石川高専いじめ防止等基本計画）に記載を行い意識啓発を行った。		—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめ防止等対策小委員会（不定期）を開催し、「いじめ」の未然防止や早期発見などについて対応方針を協議した。		—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめの未然防止および初期対応をするため、研修を年1回実施している。		—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教員会議において周知した。		—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	教員会議において周知した。		—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	担任から気になる学生がいた場合は、学生主事や学生相談室長などに連絡し、いじめ防止等対策小委員会にて報告がある。		—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	本校いじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラムに重大事態の定義や役割が明記されており周知されている。		—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ防止等対策小委員会を通じて、情報は共有されている。		—
9	令和3年度の実践に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実践計画に反映しているか	本校いじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラムについて、いじめ防止等対策小委員会で検証し、令和4年度の計画に反映した。		—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生アンケートの実施、担任による学生面談（4-5月）を実施した。気がかりな学生については情報を共有している。		—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーから得た情報は共有しているが、いじめ防止等対策小委員会の構成員に含んでいない。	スクールソーシャルワーカーを構成員に加える予定。	令和5年3月
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	対象学生は1年生から3年生、実施回数は6回を予定している。	1年生から3年年生を対象にいじめ予防を目的とした学年進行の心理教育プログラムを各学年3回の構築を目指している。今年度は1学年3回、2学年で1回実施した。	1年生 令和4年4月(1回) 令和4年11月(2回) 令和5年1月(3回) 予定 2年生 令和5年2月予定
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	学生の研修、学生アンケートにおいて、実施している。		—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生が主体的に行動できるよう、対人関係構築について考える研修をいじめ防止を目的とした研修に組み込んでいる。		—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校いじめ防止等基本計画やいじめ防止プログラムについて、HPに掲載し、啓発活動を行っている。		—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめが認知された場合は、担任と連携し、被害者・加害者の保護者に対し、対応方針を伝える。		—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部有識者を交えていじめ対応や予防的教育プログラムに対して、随時、助言をもらえる体制を整えている。		—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	犯罪行為に該当すると疑われる場合は、直ちに警察等と情報を共有する。	情報共有するにあたり警察と今年度中に連携協定を締結する	令和5年2月